

証券コード:7506
株式会社 ハウス オブ ローゼ



HOUSE OF ROSE

ひととふれる。じぶんにふれる。

第41回 定時株主総会 招集ご通知

日時 | 2022年6月21日(火曜日)
午前10時(午前9時開場)

場所 | 東京都港区赤坂一丁目12番33号
ANAインターコンチネンタルホテル東京
B1F「ギャラクシー」

決議事項

- 第1号議案 定款一部変更の件
- 第2号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く)
6名選任の件
- 第3号議案 退任取締役に対し退職慰労金贈呈の件

当日お配りしておりましたお土産は、取りやめさせていただいております。

何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。



本招集通知は、パソコン・スマートフォンでも主要なコンテンツをご覧いただけます。
<https://p.sokai.jp/7506/>



HOUSE OF ROSEについて



◎ ハウス オブ ローゼは何を売っているお店？

わたしたちは素肌みがきを通してお客さま一人ひとりの「自分らしい美しさ」を育むお手伝いをしていきます。ハウス オブ ローゼは、「美しい素肌」と生活に「うるおいと楽しさ」をお届けします。

◎ ハウス オブ ローゼの始まり

自然志向の化粧品がまだあまり注目されていなかった1978年11月、東京青山のわずか4坪の「自然と香りの店」からスタートしました。心癒される、自然の香り豊かな化粧品や雑貨を専門に取り扱い、手作りのぬくもりとやさしさが広がるお店でした。販売の域を超えたお客さまとの温かい信頼関係と、お客さまの「ありがとう」の言葉は、今も変わることなく、わたしたちの原動力です。

◎ ハウス オブ ローゼが大切にしているキーワード



HOUSE OF ROSE

ひととふれる。じぶんにふれる。

「ひととふれる。じぶんにふれる」をキーワードとして、「ふれる」ことで人を知り、自分を理解して、人と人とのつながりを大切にしていきます。



経営理念

- (1) 美しさと健康と快適な生活を願われる人々のために、優れた商品と真心のこもったサービスを提供し、お客さまから「ありがとう」と言われるような企業活動を続けます。
- (2) 企業は社会の支持が無くては発展し得ないことを自覚し、法令、社会規範、社会倫理を遵守し、社会の人々に対して常に誠実に行動します。
- (3) 限りある資源を無駄にすることなく、また自然を破壊することなく、環境との調和を目指します。

株主の皆さまへ

日頃より格別なるご支援、ご高配を賜り厚く御礼申し上げます。
ここに当社第41回定時株主総会招集ご通知をお届けいたします。

当期（2022年3月期）は、ハウス オブ ローゼ直営店舗などリアル店舗は、長引く新型コロナウイルス感染症の影響により業績が伸び悩みましたが、下期からは徐々に持ち直しの傾向がみられるようになりました。一方EC事業は、このような状況の下、着実に売上伸長いたしました。

当期は業績回復に努め、構造改革を推進する中で売上原価率の低減や諸経費の削減を図ってまいりました。

その結果、当期売上高は112億83百万円（前期比5.6%増）、営業利益は2億62百万円（前期比127.6%増）、当期純利益は1億3百万円（前期は67百万円の純損失）で増収増益となり、黒字を確保いたしました。

期末配当金は、5月13日開催の取締役会にて1株につき12円50銭と決議させていただきました。これにより年間配当金は、1株につき22円50銭となります。

今期も新型コロナウイルス感染症の影響が続くと予想され、また原材料を始めとした諸費用の高騰など見通し難い状況ですが、着実な業績の回復に努めてまいりますので、引き続きご支援を賜りますようお願い申し上げます。



株式会社ハウス オブ ローゼ
代表取締役社長兼COO
池田 達彦

目 次

● HOUSE OF ROSEについて・経営理念	1	● 計算書類	34
● 株主の皆さまへ	2	● 監査報告	47
● 事業の概況	3	● 商品紹介	52
● 招集ご通知	4	● 店舗紹介	53
● 株主総会参考書類	8	● 株主メモ・ウェブサイトのご案内	54
● 事業報告	15		

(注) 本招集ご通知には図、グラフ、写真等を掲載しておりますが、ご参考として掲載しているものであり、事業報告の内容を構成するものではありません。

事業の概況

第41期 (2021年4月1日から2022年3月31日まで)

【事業別売上構成比率】

【直営店サービス事業】

10.1%

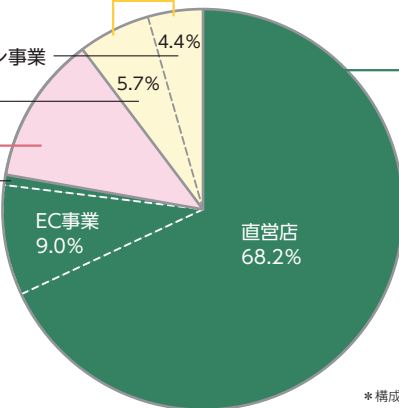
リラクゼーションサロン事業

カーブス事業

【卸販売事業】

12.1%

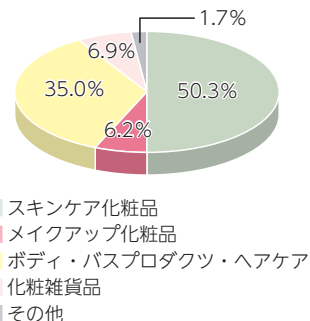
その他
0.7%



【直営店商品販売事業】

77.8%

直営店 商品別売上構成比率

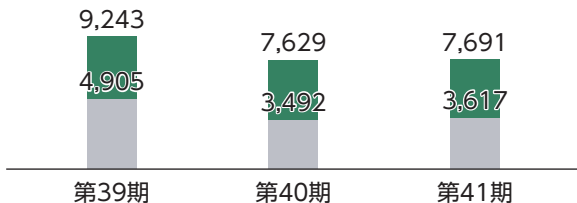


* 構成比は、小数点第2位をそれぞれ四捨五入している関係で合計が100%にならない場合があります。

ハウス オブ ローゼ直営店

売上高推移

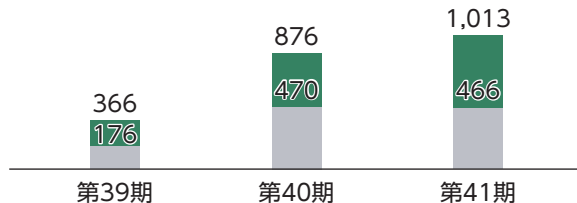
■ 中間期 ■ 期末 (単位:百万円)



EC事業

売上高推移

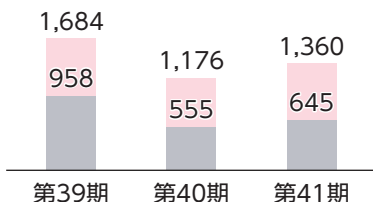
■ 中間期 ■ 期末 (単位:百万円)



卸販売事業

売上高推移

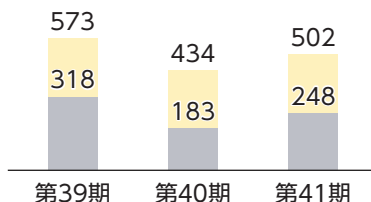
■ 中間期 ■ 期末 (単位:百万円)



リラクゼーションサロン事業

売上高推移

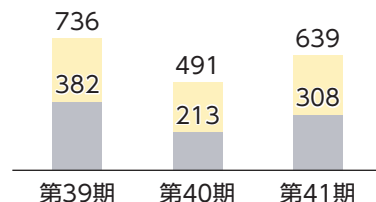
■ 中間期 ■ 期末 (単位:百万円)



カーブス事業

売上高推移

■ 中間期 ■ 期末 (単位:百万円)



2022年6月3日

株主の皆さまへ

東京都港区赤坂二丁目21番7号
株式会社 ハウス オブ ローゼ
 代表取締役社長兼COO 池田 達彦

第41回定時株主総会招集ご通知

拝啓 日頃より格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

当社第41回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

なお、今般の新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のために、可能な限り書面（郵送）またはインターネットにより議決権の事前行使をいただき、ご来場を見合わせていただくことを含め、ご検討くださいますようお願い申し上げます。

議決権事前行使につきましては、書面またはインターネットによって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、2022年6月20日（月曜日）当社営業時間終了の時（午後6時10分）までに議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

- | | | |
|-----------------|---|--|
| 1. 日 | 時 | 2022年6月21日（火曜日）午前10時（午前9時開場） |
| 2. 場 | 所 | 東京都港区赤坂一丁目12番33号
ANAインターコンチネンタルホテル東京 B 1 F 「ギャラクシー」 |
| 3. 目的事項
報告事項 | | 第41期（2021年4月1日から2022年3月31日まで）
事業報告及び計算書類報告の件 |
| 決議事項 | | |
| 第1号議案 | | 定款一部変更の件 |
| 第2号議案 | | 取締役（監査等委員である取締役を除く）6名選任の件 |
| 第3号議案 | | 退任取締役に対し退職慰労金贈呈の件 |

以 上

- ◎ 当日ご来場の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- ◎ 当日ご出席の際は、「第41回定時株主総会招集ご通知」をご持参くださいますようお願い申し上げます。
- ◎ 株主総会参考書類並びに事業報告及び計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレス <https://www.houseofrose.jp/>）に掲載させていただきます。
- ◎ お土産の配布は取りやめさせていただいております。何卒ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

<新型コロナウイルス感染予防に関する当社の対応とお願い>

- ・ ご来場いただく場合は、マスク着用、アルコール消毒などの対策をお願い申し上げます。
- ・ 会場内展示スペースでの商品紹介は中止とさせていただきます。
- ・ 会場の座席は、従来よりも間隔を空けた配置とさせていただきます。
なお、座席数の都合により、ご入場者数を制限させていただく場合がございます。
- ・ 運営スタッフはマスク着用、会場内にアルコール消毒液を設置いたします。
- ・ ご高齢の方、持病のある方、妊娠されている方や体調のすぐれない方は、ご来場について慎重なご判断をお願いいたします。

以上、ご理解並びにご協力を賜りますよう、よろしくようお願い申し上げます。



議決権行使のご案内

株主総会における議決権は、株主の皆さまの大切な権利です。後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権を行使してくださいませようお願い申し上げます。議決権を行使する方法は、以下の3つのいずれかの方法がございます。

株主総会にご出席する方法

当日ご出席の際は、お手数ながら、同封の議決権行使書用紙を会場受付へご提出ください。

株主総会開催日時

2022年6月21日（火曜日）
午前10時

書面（郵送）で議決権を行使する方法

同封の議決権行使書用紙に各議案の賛否をご表示のうえ、ご返送ください。

行使期限

2022年6月20日（月曜日）
午後6時10分到着分まで

インターネットで議決権を行使する方法

次ページの案内に従って、議案の賛否をご入力ください。

行使期限

2022年6月20日（月曜日）
午後6時10分入力完了分まで

議決権行使書用紙のご記入方法のご案内

議決権行使書 株主番号 ○○○○○○○○ 議決権の数 XX 個

〇〇〇〇 御中

××××年 ×月××日

〇〇〇〇〇〇

1. _____

2. _____

3. _____

4. _____

スマートフォン用
議決権行使
ウェブサイトを
ログインQRコード

見本

〇〇〇〇〇〇

こちらに議案の賛否をご記入ください。

第1、3号議案

- 賛成の場合 >> **[賛]** の欄に○印
- 反対する場合 >> **[否]** の欄に○印

第2号議案

- 全員賛成の場合 >> **[賛]** の欄に○印
- 全員反対する場合 >> **[否]** の欄に○印
- 一部の候補者を反対する場合 >> **[賛]** の欄に○印をし、反対する候補者の番号をご記入ください。

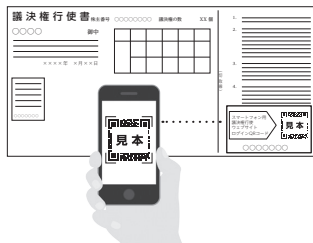
書面（郵送）及びインターネットの両方で議決権行使をされた場合は、インターネットによる議決権行使を有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。また、インターネットにより複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。

インターネットによる議決権行使のご案内

QRコードを読み取る方法 「スマート行使」

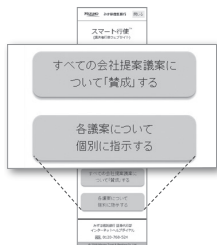
議決権行使コード及びパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトへログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



「スマート行使」の議決権行使は**1回のみ**。

議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがPC向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。

※QRコードを再度読み取っていただくと、PC向けサイトへ遷移出来ます。

議決権行使コード・パスワードを 入力する方法

議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。
<https://soukai.mizuho-tb.co.jp/>

- 1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。



「次へすすむ」をクリック

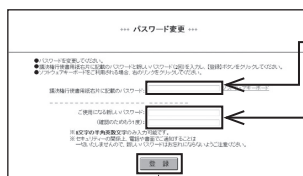
- 2 議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。



「議決権行使コード」を入力

「次へ」をクリック

- 3 議決権行使書用紙に記載された「パスワード」をご入力ください。



「初期パスワード」を入力

実際にご使用になる新しいパスワードを設定してください

「登録」をクリック

- 4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

インターネットによる議決権行使で
パソコンやスマートフォン、携帯電話の操作方法などが
ご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

みずほ信託銀行 証券代行部 インターネットヘルプダイヤル
☎ 0120-768-524
(受付時間 年末年始を除く午前9時～午後9時)

株主総会参考書類

第1号議案 定款一部変更の件

1. 提案の理由

「会社法の一部を改正する法律」（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されることに伴い、株主総会資料の電子提供制度が導入されることとなりますので、次のとおり定款を変更するものであります。

- (1) 株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる旨を定款に定めることが義務付けられることから、変更案第14条（電子提供措置等）第1項を新設するものであります。
- (2) 株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる事項のうち、書面交付を請求した株主に交付する書面に記載する事項の範囲を法務省令で定める範囲に限定することができるようにするため、変更案第14条（電子提供措置等）第2項を新設するものであります。
- (3) 株主総会資料の電子提供制度が導入されますと、現行定款第14条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）の規定は不要となるため、これを削除するものであります。
- (4) 上記の新設及び削除される規定の効力に関する附則を設けるものであります。なお、本附則は期日経過後に削除するものいたします。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線部分は変更箇所を示しております。)

現 行 定 款	変 更 案
第14条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供） 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。	(削 除)

現 行 定 款	変 更 案
<p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p>	<p><u>第14条 (電子提供措置等)</u></p> <p>当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる。</p> <p>2. 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求をした株主に対して交付する書面に記載することを要しないものとする。</p> <p><u>(附則)</u></p> <p><u>(株主総会資料の電子提供に関する経過措置)</u></p> <p>1. 定款第14条 (株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供) の削除及び定款第14条 (電子提供措置等) の新設は、2022年9月1日から効力を生ずるものとする。</p> <p>2. 前項の規定にかかわらず、2022年9月1日から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、定款第14条 (株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供) は、なお効力を有する。</p> <p>3. 本条の規定は、2022年9月1日から6か月を経過した日又は前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</p>

第2号議案

取締役（監査等委員である取締役を除く）6名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く）全員（6名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。今回2名が退任しますので新任候補2名を加え、あらためて取締役（監査等委員である取締役を除く）6名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、当社の監査等委員会は、全ての取締役候補者について適任であると判断しております。

取締役（監査等委員である取締役を除く）候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名	地位、担当	属性	取締役会出席状況
1	<small>かんの</small> 神野 <small>はるとし</small> 晴年	代表取締役会長兼CEO	再任	14/14回
2	<small>いけだ</small> 池田 <small>たつひこ</small> 達彦	代表取締役社長兼COO	再任	14/14回
3	<small>ばん</small> 坂 <small>なおゆき</small> 直幸	取締役マーケティング本部長	再任	14/14回
4	<small>かわぐち</small> 川口 <small>よしひろ</small> 善弘	取締役直営店本部長	再任	14/14回
5	<small>おの</small> 小野 <small>としたけ</small> 敏健	業務執行役員経営企画室長	新任	-/-回
6	<small>さとう</small> 佐藤 <small>さとし</small> 哲	業務執行役員管理本部長	新任	-/-回

候補者番号

1

かんの はるとし
神野晴年

再任

生年月日

1947年5月5日生

所有する当社株式の数

15,200株

略歴、当社における地位、担当

2002年 6月 当社入社 業務執行役員直営店本部長
2003年 6月 取締役直営店本部長
2007年 4月 取締役営業本部長
2008年 6月 代表取締役社長兼営業本部長
2012年 4月 代表取締役社長兼直営店本部長
2013年 4月 代表取締役社長
2016年 4月 代表取締役社長兼直営店本部長
2018年 4月 代表取締役社長
2019年 6月 代表取締役会長兼CEO（現任）

重要な兼職の状況

なし

【選任理由】

代表取締役会長兼CEOとして経営全般を総括すると共に、当社におけるコーポレートガバナンスを推進しております。また取締役会議長として取締役会の意思決定機能及び監督機能の強化に努めております。今般、神野晴年氏は、代表取締役会長兼CEOを退任し取締役会議長に就任の予定ですが、更なる企業統治推進のため、高い識見と長年に亘る経営者としての経験が引き続き当社に必要と判断し、取締役として選任をお願いするものであります。

候補者番号

2

いけだ たつ ひこ
池田達彦

再任

生年月日

1956年6月7日生

所有する当社株式の数

7,700株

略歴、当社における地位、担当

2012年 4月 当社入社 業務執行役員
2012年 6月 取締役直営店本部副本部長
2013年 4月 取締役直営店本部長
2016年 4月 取締役管理本部長
2019年 6月 代表取締役社長兼COO（現任）

重要な兼職の状況

なし

【選任理由】

代表取締役社長兼COOとして当社の業務執行全般を統括しております。コロナ禍で経営状況が厳しい中、業績の回復を図るべく全社的構造改革を推進し、強いリーダーシップをもって関係部署を統率し、陣頭指揮にあたっております。池田達彦氏の会社経営における牽引力や実行力は、当社経営全般に必要と考え、引き続き取締役としての選任をお願いするものであります。

候補者番号 3

ばん 直 坂
なお ゆき 直 幸

再任

生年月日
1954年9月11日生
所有する当社株式の数
3,800株

略歴、当社における地位、担当

2006年9月 当社入社 直営店本部長付部長
2007年4月 東日本第二直営店営業部長
2009年4月 営業企画部長
2009年6月 業務執行役員 営業企画部長
2012年4月 業務執行役員 営業企画本部長
2012年6月 取締役営業企画本部長
2018年4月 取締役マーケティング本部長（現任）

重要な兼職の状況

なし

【選任理由】

取締役専務執行役員マーケティング本部長として、当社プライベート化粧品の企画・開発を中心とした商品ミックスを総括すると共に、主力である化粧品販売部門の販売促進企画も統括しております。更に、ネット通販事業の総責任者として、当社EC事業の業容拡大を牽引しております。化粧品に関する見識に加え、坂直幸氏の経営判断力や業務推進力が今後とも当社経営に必要と考え、引き続き取締役としての選任をお願いするものであります。

候補者番号 4

かわ ぐち よし ひろ
川 口 善 弘

再任

生年月日
1960年6月8日生
所有する当社株式の数
1,400株

略歴、当社における地位、担当

2014年8月 当社入社 業務執行役員直営店本部長付
2015年4月 業務執行役員 第一直営店営業部長
2016年4月 業務執行役員 直営店本部長補佐
2018年4月 業務執行役員 直営店本部長
2020年6月 取締役直営店本部長（現任）

重要な兼職の状況

なし

【選任理由】

取締役業務執行役員直営店本部長として、当社の主力であるハウス オブ ローゼ直営店の営業部門を統括し、業績向上対策やコロナ禍での営業対策に陣頭指揮を執り、所管部門を統率しております。また直営店舗の出退店に関わる店舗開発や店舗スタッフの販売教育に加え、卸売部門の営業についても管掌しております。化粧品業界における川口善弘氏のキャリアと知見に基づく発想力と行動力、及び組織を牽引するリーダーシップが当社の経営に必要と考え、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。

候補者番号

5

お の と し た け
小野敏健

新任

生年月日

1959年3月6日生

所有する当社株式の数

3,000株

略歴、当社における地位、担当

1983年 9月 当社入社 商品部（現・物流センター）
2001年 6月 株式・法務課マネジャー
2014年 6月 経営企画室長
2016年 4月 業務執行役員 経営企画室長（現任）

重要な兼職の状況

なし

【選任理由】

店頭登録（現・ジャスダック上場）から東証一部市場上場まで、全ての上場準備に携わり、現在は業務執行役員経営企画室長として、法務・コンプライアンス、IR、商標等知的財産等を統括管理すると共に、経営計画の策定及び株主総会や取締役会の事務を統率しております。さらにサステナビリティの推進に関して、委員会を発足し委員長として取り組んでおります。小野敏健氏の当社におけるキャリアと実績及び推進力が当社の経営に必要と考え、取締役として選任をお願いするものであります。

候補者番号

6

さ と う さ と し
佐藤 哲

新任

生年月日

1958年2月17日生

所有する当社株式の数

1,000株

略歴、当社における地位、担当

1989年 4月 当社入社 商品部（現・物流センター）
2001年 6月 管理本部物流センター長
2011年 6月 管理本部人事・総務部長
2017年 6月 業務執行役員 管理本部人事・総務部長
2019年 6月 業務執行役員 管理本部長（現任）

重要な兼職の状況

なし

【選任理由】

物流センター長として当社物流センターの現体制を構築し、現在は業務執行役員管理本部長として、経理、人事・総務、物流センター及び情報システム等の管理部門を統括しつつ、コロナ禍での社内リスク管理強化等にも手腕を発揮しております。佐藤哲氏の当社におけるキャリアと実績及び管理面における調整力やリーダーシップが当社の経営推進に必要と考え、取締役として選任をお願いするものであります。

- (注) 1. 全ての候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 当社は、執行役員制度を取り入れており、神野 晴年氏以外の各候補者は執行役員を兼務しておりますが、候補者一覧表及び略歴表では取締役就任以降はその記載を省略しております。
3. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、当該保険契約の内容の概要は、事業報告24ページに記載のとおりです。取締役候補者の選任が承認されますと、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また当該保険契約は、次回更新時においても同内容での更新を予定しております。

第3号議案 退任取締役に対し退職慰労金贈呈の件

取締役桃田辰範氏は、本総会終結の時をもって任期満了により退任されますので、在任中の功労に報いるため、当社における一定の基準に従い、相当額の範囲内で退職慰労金を贈呈することといたしたく存じます。

なお、その具体的金額、贈呈の時期、方法等は、取締役会にご一任願いたいと存じます。

本議案は、当社において予め取締役会で定められた役員報酬等の内容の決定に関する方針等及び社内規程に沿って取締役会で決定しており、相当であると判断しております。

退任取締役の略歴は、次のとおりであります。

氏名	略歴
ももだ たつのり 桃田 辰範	2017年6月 取締役ウエルネス事業本部長（現任）

以上

(提供書面)

事業報告

(2021年4月1日から
2022年3月31日まで)

1. 会社の現況

(1) 当事業年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

当期の国内景気は、長引く新型コロナウイルス感染症の影響により厳しい環境が続いていますが、企業収益や個人消費等は徐々に持ち直しの動きが見えてきました。しかしながら、最近の外国為替相場の変動やウクライナ情勢が及ぼす世界的な影響が見通し難く、諸原材料価格の高騰や供給面における制約懸念もあり、景気の先行きは不透明感が増大してきました。

【直営店商品販売事業】

ハウス オブ ローゼ直営店は、主に都市部の百貨店や駅ビル等に outlets しているため、緊急事態宣言等の発出による outlets 先の度重なる休業や時短営業の影響を受け、さらに都市部の百貨店を中心に主要顧客年齢層の外出自粛が続く中で客数が伸び悩み、総じて厳しい状況が続きました。この状況下で、各種販売促進施策の実施と共にスキンケア販売のさらなる強化に取り組み、また新設した「店舗サポート部」による店舗支援活動の活性化に努めました。その結果、全般的に新規顧客の獲得には苦戦しながらも既存客数は微増となりスキンケア化粧品売上高も増加し、売上高は前期比0.8%増となりました。

商品面では、美白やエイジング関連のスキンケアラインが伸長した他、昨年9月から期間限定で発売した「エモセラ モイストヴェールパウダー」がマスク生活の環境下で好調に推移し、メイクアップ化粧品全体の売上を牽引しました。その他、季節に応じたギフト商品や特長のある生活雑貨商品を発売いたしました。

出退店につきましては、館の閉鎖及び不採算等により6店舗を退店、その一方、退店店舗の代替としての outlets を始め計5店舗を outlets し、期末店舗数は202店舗となりました。新規 outlets の中にはOh! Baby商品を中心とした半セルフ型ショップ「Oh! Baby」ショップ2店舗を含んでおります。その他、店舗改装では、都市部百貨店店舗のうち2店舗を「Be-Prime」店としてリニューアルし、指向性の高い差別化店舗として百貨店が厳しい状況にある中で堅調に推移しております。

EC事業は、前期（2021年3月期）が緊急事態宣言による直営店舗休業期間中の売上高が急伸し、その反動により、第2四半期までは前年同期並みの売上高となっておりましたが、10月以降は着実に伸長しました。特にAmazonモールや昨年9月から出品を開始した楽天モールでは、人気のOh! Babyブランド新シリーズ商品のプロモーションが奏功し売上増に寄与しました。さらに本年3月には新たにZOZOコスメにも出品し好調な出だしとなりました。また自社ECサイトも各種施策の強化により会員数が着実に増加しました。EC事業全体の売上高は、前期比15.6%の増加となりました。

以上、他の直営店販売事業を加えた当事業売上高は、87億81百万円（前期比2.4%増）となりました。一方経費面では、前期（2021年3月期）は、緊急事態宣言等に伴う臨時的措置として特別損失に計上していた休業期間中のスタッフ人件費及び店舗家賃相当額が当期は大幅に減少し、営業経費としての計上額が増加

したこと、及びネット通販の体制強化に伴うコスト増で利益が減少したことなどにより、営業利益は1億31百万円（前期比31.4%減）となりました。

【卸販売事業】

個人オーナー店舗向け卸は、ハウス オブ ローゼ直営店と同様にコロナ禍で集客が伸び悩み、全般的に厳しい状況が続きました。その中で「エモセラ モイストヴェールパウダー」が想定以上の納品額となりました。一方大手量販店向け卸は、セルフ販売型の「リラックスタイム」が拠点数の増加に加え、既存店でも売上高が伸長、その他一般卸も新規開拓が進む一方、コロナ禍の鎮静化に伴い納品額が増加する取引先もみられました。また中国越境EC卸は、中国市場全体が不安定な状況にありますが、キャンペーンの実施や販促施策等により売上高は前期（2021年3月期）より大幅に増加いたしました。

以上、当事業売上高は、13億60百万円（前期比15.6%増）、売上高の増加により営業利益39百万円（前期は16百万円の営業損失）で黒字転換となりました。

【直営店サービス事業】

リラクゼーションサロン事業は、緊急事態宣言期間中ほぼ全店が時短営業となり、店舗によっては一時的に休業となりましたが、営業店舗においては施術時間の長いロングコースの需要が伸び、施術単価のアップにつながりました。また医療従事者に対する施術料金割引優待の実施や施術スタッフの指名制度を開始する等、各種施策を講じつつ業績の回復を図りました。さらにオンライン予約システムも順調に稼働率が上昇し、売上増に寄与すると共に運営体制の効率化を図ることができました。客数の増加も伴い、売上高は前期比15.4%増となりました。

カーブス事業は、緊急事態宣言期間中も全店営業を継続し、会員一人ひとりに対するサポートを強化し退会者の抑制に努めました。また、店舗外での認知度向上施策やフランチャイザーであるカーブスジャパンのTVCMも新規会員獲得に寄与した結果、期末会員数は期初より約760名増となりました。さらに物販の強化にも努めたことで売上高は前期比30.2%の増加となりました。

以上、当事業売上高は、11億41百万円（前期比23.3%増）、売上高の増加と共に売上原価率の低減等もあり営業利益は91百万円（前期は59百万円の営業損失）を確保しました。

以上、第41期当社売上高は112億83百万円、コロナ禍の影響を受けつつも各事業で着実に増加し前期比5.6%の増加となりました。費用面では、緊急事態宣言等に伴う臨時的措置による特別損失計上額が前期（2021年3月期）より大きく減少し営業経費計上額が増加しましたが、売上高の増加に加え、売上原価率の低減及び引き続き経費の削減等に注力した結果、営業利益は2億62百万円（前期比127.6%増）となりました。また、特別損失計上額が減少したこともあり、当期純利益は1億3百万円（前期は純損失67百万円）と大幅に改善し黒字転換を図ることができました。

（注）当事業年度より事業セグメントの区分を変更しており、上記の前期比較については、変更後のセグメント区分に組み替えた数値で比較しております。

事業区分別売上高は次のとおりであります。

(単位：百万円)

事業別	当期 (2021年4月1日から 2022年3月31日まで)		前期 (2020年4月1日から 2021年3月31日まで)		増減
	金額	構成比(%)	金額	構成比(%)	金額
直営店商品販売事業	8,781	77.8	8,577	80.3	203
うち直営店部門	7,691	68.2	7,629	71.4	62
うちEC事業	1,013	9.0	876	8.2	136
うちその他	76	0.7	71	0.7	4
卸販売事業	1,360	12.1	1,176	11.0	183
直営店サービス事業	1,141	10.1	926	8.7	215
リラクゼーション サロン	502	4.4	434	4.1	67
カーブス	639	5.7	491	4.6	148
合計	11,283	100.0	10,681	100.0	602

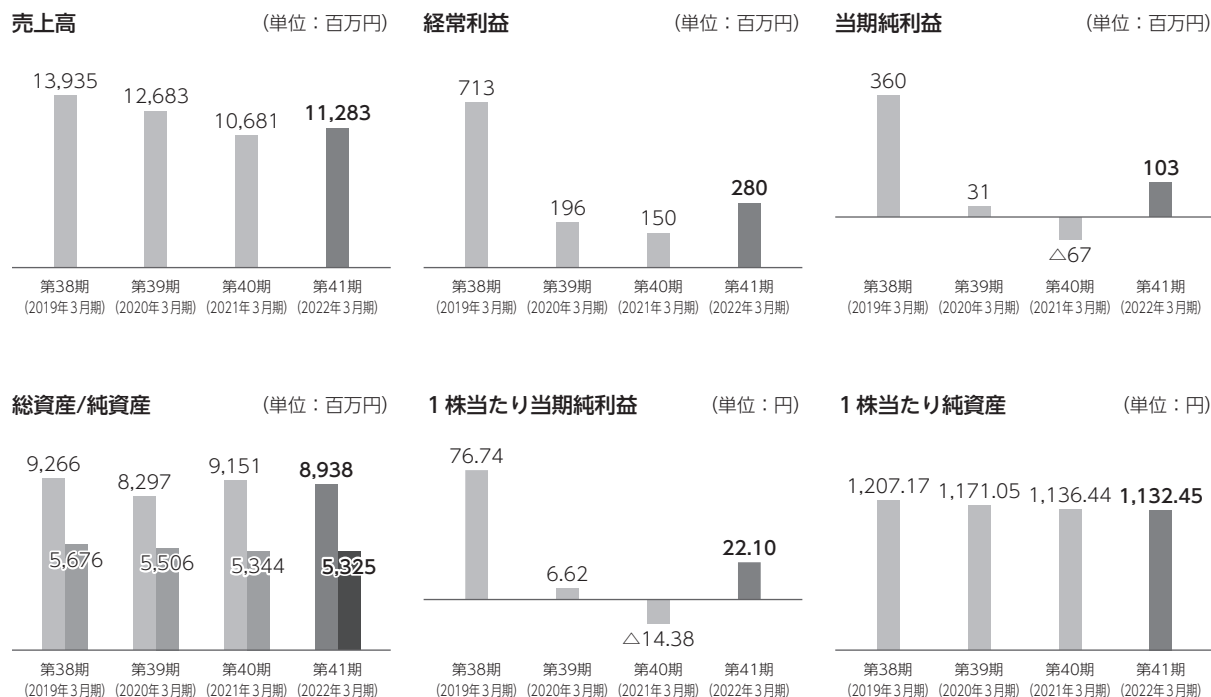
(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

- ② 設備投資の状況・・・該当事項はありません。
- ③ 資金調達の状況・・・該当事項はありません。
- ④ 事業の譲渡、吸収分割または新設分割の状況・・・該当事項はありません。
- ⑤ 他の会社の事業の譲受けの状況・・・該当事項はありません。
- ⑥ 吸収合併または吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況
・・・該当事項はありません。
- ⑦ 他の会社の株式その他の持分または新株予約権等の取得または処分の状況
・・・該当事項はありません。

(2) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

区 分	第38期 (2019年3月期)	第39期 (2020年3月期)	第40期 (2021年3月期)	第41期 (当期) (2022年3月期)
売上高 (百万円)	13,935	12,683	10,681	11,283
経常利益 (百万円)	713	196	150	280
当期純利益または損失 (△) (百万円)	360	31	△67	103
1株当たり当期純利益または損失 (△) (円)	76.74	6.62	△14.38	22.10
純資産 (百万円)	5,676	5,506	5,344	5,325
総資産 (百万円)	9,266	8,297	9,151	8,938
1株当たり純資産 (円)	1,207.17	1,171.05	1,136.44	1,132.45

(注) 記載金額で百万円表示の項目は、百万円未満を切り捨てて表示しております。



(3) 重要な親会社及び子会社の状況

- ① 親会社の状況
該当事項はありません。
- ② 重要な子会社の状況
該当事項はありません。

(4) 対処すべき課題

国内景気は、新型コロナウイルス感染症の先行きが見通し難いうえ、ウクライナ情勢の影響及びエネルギー関連を始めとした諸物価の上昇など不透明な状況が続くものと思われまます。当社につきましては、この状況下でさらなる業績回復並びに業容の拡大に努めることに注力しつつ、デジタル化を推進し業務の効率化や店舗サービスの向上を図ります。またサステナビリティの向上にも着実に取り組んでまいります。

【直営店商品販売事業】

ハウス オブ ローゼ直営店につきましては、既存の「ハウス オブ ローゼ」、指向性の高い都市型百貨店向けの「Be-Prime」及びOh! Baby商品を中心とした半セルフ型ショップの「Oh! Baby」という3ブランドショップ展開を進め、各々特長を生かしながら幅広い顧客層にアプローチし、総顧客数の増加とお客様の満足度向上を図ります。そのため「販売教育部」を設置し、販売教育のさらなる強化と販売スタッフ育成に注力すると共に、ブランドごとに「1店舗当たり売上高」及び「スタッフ当たり売上高（スタッフ効率）」の伸長に取り組んでまいります。「ハウス オブ ローゼ」「Be-Prime」では、スキンケア化粧品のさらなる販売強化に努めつつ、全てのショップにおいて効率化を進め利益の改善を図ります。また「Oh! Baby」では新商品シリーズを発売し、商品構成のさらなる充実と強化を図ります。さらにSNSを始めとして発信力を強化し、各ブランド知名度の向上にも取り組んでまいります。一方、サステナビリティ推進の一環として、商品構成の見直しや店舗備品の素材等の見直しも進めてまいります。

EC事業は、前期も着実に売上増加しましたが、今期は新規に開設したZOZOコスメサイトの育成を図ると共に、自社ECサイトを始めた既存サイト各々の特色を生かした展開を行い、さらなる売上伸長を図ります。また新商品であるOh! Babyシリーズ商品の販売強化を始め、通販限定企画等諸施策の強化やコンテンツの充実を進め、受注数並びに会員数のさらなる増加を図ります。

【卸販売事業】

個人オーナーや販売スタッフ派遣店舗に対しては、コロナ禍で遅れ気味だった販売教育の強化に取り組むと共に売上上位店舗への販促施策を拡充し底上げを図ります。またセルフ販売型の「リラックスタイム」については、さらなる拠点数の増加を進めると同時に、店舗管理と販売指導を行うラウンダーを強化し、1店舗当たりの売上増加と店舗の活性化に努めます。その他一般卸に関しても新たなチャネル拡大に取り組み、さらなる売上増加を図ります。

【直営店サービス事業】

リラクゼーションサロン事業は、接客力や技術力をさらに向上させることでリピート客の増加に努めます。ロングコースを中心に販売促進を強化する一方、コースメニューの見直しを行いつつお客様の満足度を高めてまいります。またオンライン予約システムについては内容を充実させ集客増を図ると共に、さらなる効率化を推進します。

カーブス事業は、スタッフ数の適正化に努めつつ会員一人ひとりに対するサポートを強化し、退会者の抑制と共に新規会員数の増加を図ります。また会員数が伸び悩んでいる店舗については、移設を検討し会員数増を目指します。一方、カーブスジャパンのTVCMも引き続き入会者の増加に資するものと期待し、今期末会員数を10,000名と見込んでおります。

以上、今第42期も見通し難しい経営環境となっておりますが、業績回復に向け全社一丸となって努力いたしますので、株主の皆さまには何卒ご支援賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

(5) 主要な事業内容 (2022年3月31日現在)

事業区分	事業内容
直営店商品販売事業	化粧品、化粧雑貨品等の直営店舗及び通信販売での一般顧客等への小売
卸販売事業	化粧品、化粧雑貨品等の契約事業者等への卸売
直営店サービス事業	リフレクソロジーを中心としたボディリラクゼーションサロンの運営及び女性専用小型フィットネスクラブ「カーブス」のフランチャイジー展開

(注) 当事業年度より事業セグメントの区分を変更しており、変更後の事業区分として記載しております。

(6) 主要な営業所及び工場 (2022年3月31日現在)

本社	東京都港区
大阪営業所	大阪市淀川区
物流センター	東京都町田市

(7) 使用人の状況 (2022年3月31日現在)

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
883(234)名	64名減(22名減)	38.7歳	8.1年

(注) 使用人数は就業員数であり、アルバイト及びパートは、()内に年間の平均人員を外数で記載しております。

(8) 主要な借入先の状況 (2022年3月31日現在)

借入先	借入金残高 (百万円)
株式会社日本政策投資銀行	300
株式会社三井住友銀行	100
株式会社みずほ銀行	100
株式会社三菱UFJ銀行	100

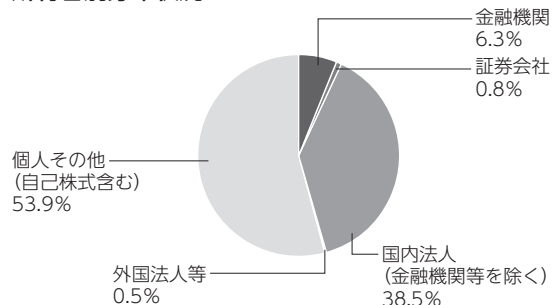
(9) その他会社の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 株式の状況 (2022年3月31日現在)

- (1) 発行可能株式総数 12,000,000株
- (2) 発行済株式の総数 4,703,063株
(自己株式633株を含む)
- (3) 株主数 16,769名
- (4) 大株主 (上位10名)

所有者別分布状況



株主名	持株数 (株)	持株比率 (%)
株式会社ワコールホールディングス	1,000,000	21.3
株式会社ローズエージェンシー	518,400	11.0
株式会社アイスタイル	260,000	5.5
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	181,900	3.9
ハウスオブローゼ従業員持株会	61,500	1.3
安原淳子	55,800	1.2
永井たき枝	39,900	0.8
みずほ信託銀行株式会社	39,000	0.8
株式会社デリシアスエーシー	26,000	0.6
J P モルガン証券株式会社	24,394	0.5

(注) 持株比率は自己株式 (633株) を控除して計算しております。

3. 新株予約権等の状況

該当事項はありません。

4. 会社役員 の 状況

(1) 取締役の状況 (2022年3月31日現在)

会社における地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役会長兼CEO	神野晴年	
代表取締役社長兼COO	池田達彦	社長執行役員
取締役	坂直幸	専務執行役員マーケティング本部長
取締役	桃田辰範	業務執行役員ウエルネス事業本部長
取締役	川口善弘	業務執行役員直営店本部長
取締役	川原暢	相談役
取締役(監査等委員・常勤)	渡部高生	
取締役(監査等委員)	北川真一	株式会社ワコールホールディングス 常勤監査役
取締役(監査等委員)	町田真友	監査法人A&Aパートナーズ 社員

- (注) 1. 北川真一及び町田真友の両氏は、社外取締役であります。また、両氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
2. 当社では、社内事情に精通したものが重要会議への出席や内部監査部門等との連携を図り、情報収集その他監査の実効性を高め、監査・監督機能を強化するため常勤の監査等委員を設置しており、取締役渡部高生氏を選定しております。
3. 取締役町田真友氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。

(2) 当事業年度中に退任した取締役

氏名	退任日	退任理由	退任時の地位・担当及び重要な兼職の状況
先山久	2021年6月22日	任期満了	社外取締役(監査等委員) 株式会社ワコール 監査役

(3) 責任限定契約の内容の概要

当社と監査等委員である取締役3氏とは、会社法第427条第1項の規定に基づき、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。
当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める最低責任限度額としております。

(4) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、保険会社との間で、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、保険料は全額当社が負担しております。

①被保険者の範囲

社外取締役を含む当社及び当社の全ての子会社の取締役及び監査役

②保険契約の内容の概要

被保険者が①の役員としての業務につき行った行為（不作為を含む。）に起因して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る損害賠償金や訴訟費用等を補償するものです。ただし、犯罪行為や意図的に違法行為を行った役員自身の損害等は補償対象外とすることにより、役員等の職務の執行の適正性が損なわれないように措置を講じております。

(5) 取締役の報酬等

① 役員報酬等の内容の決定に関する方針等

当社は、2021年2月15日開催の取締役会において、監査等委員を除く取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を決議しております。

また、取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が当該決定方針と整合しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

監査等委員を除く取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針の内容は、次のとおりです。

1) 報酬制度の基本方針

- ・当社の業績及び株式価値との連動性を高めることで、株主と経営者の利益を共有する制度であること。
- ・報酬制度の決定プロセスは、客観性、かつ透明性の高いものであること。

2) 報酬制度の体系

- 報酬体系は、固定報酬となる基本報酬と短期業績を反映した業績連動報酬（期末賞与）、退職慰労金で構成しています。
 - ・業務執行取締役 = 「基本報酬」 + 「業績連動報酬」 + 「退職慰労金」
 - ・非業務執行取締役 = 「基本報酬」 + 「退職慰労金」
- 「基本報酬」は各取締役の役位に応じた固定報酬であり、月次報酬として支給します。
- 「業績連動報酬」は、年度業績の達成度に応じて、当期純利益に取締役会で定めた一定の比率内での支給総額を決定し、期末賞与として支給します。なお非業務執行取締役は、対象外としています。

- iv. 「退職慰労金」は、「退職慰労金規程」に基づき付与した、各取締役の役位に応じたポイントにより算出した金額を、退職時に株主総会の承認を得て支給します。
- 3) 業績連動報酬にかかる指標に対する考え方及び算定方法
業績連動報酬に係る指標は、すべての従業員の活動成果であり、「当期純利益」を基本としています。これにより、取締役が配当性向を意識し、持続的な成長を意識した経営を推進していきます。
「業績連動報酬」＝ 役位別支給基準額 ± 個人業績評価額
- ・個人業績評価額は、全社課題、部門課題に対する貢献度を測ったうえで、取締役別に決定しています。
 - ・なお、報酬等の種類ごとの比率は、業績連動報酬にかかる指標を「当期純利益」としているため、期によって金額が変動し比率での算出が出来ない為、定めない方針としています。
- 4) 報酬の決定方法
- ・当社は現在、報酬・指名等の事項を審議する諮問委員会は設置していません。報酬の決定については、株主総会で承認された報酬総額の範囲内で、監査等委員を含む取締役会で適切に決定しています。
 - ・「基本報酬」は、内規による役位別報酬額に基づき、支給金額は取締役会にて代表取締役会長へ一任する旨を決定しています。
 - ・「業績連動報酬」は、取締役会長が2) iii の支給総額の範囲内で取締役別に算出した基準額（役位別支給基準額）に各個人別業績評価の加減算を行い算定します。取締役別の支給金額については、取締役会にて代表取締役会長へ一任する旨を決定しています。

② 当事業年度に係る報酬等の総額

区 分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額 (百万円)		対象となる役員 の員数(名)
		基本報酬	業績連動報酬等	
取締役(監査等委員を除く)	103	92	10	6
取締役監査等委員 (うち社外取締役)	15 (4)	15 (4)	0 (-)	4 (3)
合計 (うち社外取締役)	119 (4)	108 (4)	11 (-)	10 (3)

- (注) 1. 上表には、2021年6月22日開催の第40回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役監査等委員(社外取締役)1名を含んでおります。
2. 取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
3. 業績連動報酬等に係る業績指標は、「当期純利益」を基本としており、その実績は1億3百万円であります。当該指標を選択した理由は、「当期純利益」が客観性、透明性が高く、また株主や従業員等との利益の共有性が明確であるとの考えからであります。当社の業績連動報酬は、短期業績を反映した期末賞与であり、期末賞与を引き当てる前の当期純利益に取締役会で定められた一定の比率を乗じた額を支払総額としております。個人別の支給額は、当該支払総額に対する各役員別支給割合と個人業績評価額を加味し、代表取締役会長に一任しております。
4. 監査等委員を除く取締役の報酬限度額は、2015年6月19日開催の第34回定時株主総会において、賞与を含め年額2億円以内(ただし、使用人分給与は含まず)と決議いただいております。当該株主総会終結時点の監査等委員を除く取締役の員数は6名です。
5. 監査等委員である取締役の報酬限度額は、2015年6月19日開催の第34回定時株主総会において、賞与を含め年額4千万円以内と決議いただいております。当該株主総会終結時点の監査等委員である取締役の員数は3名です。
6. 上記報酬等の額には、以下のものが含まれております。なお、上表では基本報酬に含めて記載しております。
・当事業年度における役員退職慰労引当金の繰入額10百万円(取締役(監査等委員を除く)5名に対し9.6百万円、取締役(監査等委員)1名に対し0.8百万円)。
7. 取締役会は、代表取締役会長兼CEO神野晴年に対し各取締役の基本報酬の額及び社外取締役を除く各取締役の担当部門の業績を踏まえた賞与の評価配分の決定を委任しております。委任した理由は、当社全体の業績等を勘案しつつ、各取締役の担当部門について公平な評価を行うには、経営に関する識見と長年の経験を有する代表取締役会長が適していると判断したためであります。
8. 記載金額は、特に記載のない場合は百万円未満を切捨てて表示しております。

③ 当事業年度に支払った役員退職慰労金

該当事項はありません。

(6) 社外役員に関する事項

- ① 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係
- ・取締役北川真一氏は、株式会社ワコールホールディングス常勤監査役であり、同社は当社の筆頭株主であります。当社は、同社の子会社である株式会社ワコールとの間で商品売買等の取引を行っていますが、年間取引額は当社の独立性判断基準の範囲内であります。
 - ・取締役町田真友氏は、監査法人A&Aパートナーズ社員であります。当社と兼職先の間には特別の利害関係はありません。
- ② 会社または会社の特定関係事業者の業務執行者または業務執行者でない役員との親族関係
該当事項はありません。
- ③ 当事業年度における主な活動状況

区分	氏名	出席状況	発言状況及び社外取締役期待される役割に関して行った職務の概要
社外取締役 (監査等委員)	北川真一	取締役会 10/10回 監査等委員会 10/10回	主に、コンプライアンス並びにコーポレートガバナンス面における意見、提言を期待しており、取締役会ではキャリアに基づき、経営全般に対しても助言、提言を行うなど、意思決定の妥当性、適正性を確保するための適切な役割を果たしております。
社外取締役 (監査等委員)	町田真友	取締役会 14/14回 監査等委員会 14/14回	公認会計士としての見地から、専門的知見に基づいた意見、提言を期待しており、取締役会では、財務会計及び内部統制等に関する適切な意見、提言を行うほか、女性としての視点並びに消費者としての視点からの意見を行うなど、意思決定の妥当性、適正性を確保するための適切な役割を果たしております。

(注) 社外取締役北川真一氏は、2021年6月22日開催の第40回定時株主総会において選任されたため、取締役会及び監査等委員会の開催回数が他の社外取締役と異なります。同氏の就任後は、全ての取締役会及び監査等委員会に出席しております。

- ④ 当事業年度において当社子会社等から受けた役員報酬等
該当事項はありません。

【ご参考】

当社は、東京証券取引所が定める独立性基準に加え、以下の全ての基準に該当しない者を独立社外取締役として選定することとしております。

- (1) 当社の主要な取引先である企業等、あるいは当社を主要な取引先とする企業等の役員及び使用人。この場合の「主要な取引先」とは、過去3年間のいずれかの会計年度において、当社との取引における支払額及び受取額が当社または取引先の売上高の2%以上である企業をいう。
- (2) 当社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を直接受け取り、専門的サービス等を提供する者（弁護士、公認会計士、コンサルタント等）。この場合の「多額の金銭」とは、過去3年間のいずれかの会計年度において、専門的サービスの報酬または取引の対価等として1,000万円を超える額をいう。
- (3) 当社から多額の金銭その他の財産による寄付を受けている者、または寄付を受けている法人・団体等の役員及び使用人。この場合の「多額の金銭」とは、過去3年間のいずれかの会計年度において、500万円を超える額をいう。
- (4) その他、独立性・中立性の観点で社外取締役としての職務遂行に支障をきたす事由を有している者。

5. 会計監査人の状況

(1) 名称

E Y新日本有限責任監査法人

(2) 報酬等の額

		支 払 額 (百万円)
1	当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額	26
2	当社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	26

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法上の会計監査人の監査に対する報酬等の額と金融商品取引法上の監査に対する報酬等の額を区分していないため、上記1にはこれらの合計額を記載しております。なお、記載金額は百万円未満を切捨てて表示しております。
2. 監査等委員会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

(3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員全員の同意に基づき会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

(5) 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

6. 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

(1) 業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要

- I. 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 1. 当社の取締役及び使用人が法令及び定款を遵守し、健全な社会規範の下に業務を執行するための指針として定めた「企業倫理規程」に基づき行動する。
 2. 内部通報制度（内部通報ホットライン）等により、法令及び諸規程に反する行為等を早期に発見し是正する。
 3. 健全な企業経営のため反社会的勢力との関係は一切遮断する。そのため不当要求防止責任者を設置し、不当な要求に対しては外部専門機関とも連携し毅然とした対応をとる。
 4. 金融商品取引法に基づく内部統制報告書の有効かつ適切な提出に向けた内部統制システムの構築を行い、その仕組みが適正に機能することを継続的に評価し、不備があれば必要な是正を行うことにより、金融商品取引法及びその他関係法令等の適合性を確保する体制を整える。
 5. 取締役及び使用人の法令・定款違反行為については、懲罰規定に基づき、厳正に対処する。
- II. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
 1. 取締役会及び業務執行会議その他の重要な会議の意思決定に係る情報、職務の執行に係る文書（電磁的記録を含む）は、「文書管理規程」をはじめとする社内規程に従い適切に保存及び管理を行う。
 2. 取締役（監査等委員である取締役を含む）は、必要に応じて上記1.の文書を閲覧することができるものとする。
- III. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 1. 組織横断的なリスク状況の監視並びに全社的対応を行う機関として「リスク管理委員会」を設け、迅速かつ適切な対応をとる。
 2. 各部門の所管業務に付随する通常のリスク管理は、当該部門が関係する諸規程に従いこれを行う。
- IV. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 1. 業務の有効性及び効率性を図る観点から当社経営に係る重要事項については「取締役会規程」等に基づき取締役会において決定する。ただし、定款規定及び取締役会決議により業務執行の決定を委任された取締役は、委任された範囲内で業務執行の決定を行う。
 2. 取締役は取締役会で定める「取締役会規程」「業務分掌規程」「職務権限規程」等に基づき、所管業務の執行を行う。
 3. 取締役会は、経営の意思決定を合理的かつ効率的に行うと共に、業務執行に対する管理監督機能を高める。
 4. 業務運営状況について、内部監査室による内部監査を実施し、その状況を把握し改善を図る。

- V. 会社並びに親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
1. 経営企画室は、「関係会社管理規程」に基づき、子会社の業務執行及び内部統制を統括し、適切な監視及び報告体制を確保する。
 2. 当社から子会社に役員を配置し子会社を管理する体制とする。子会社の担当役員は、業務執行の状況を定期的に当社の取締役会に報告する。
 3. 当社と子会社間の取引は、法令、会計原則、税法その他社会規範を遵守して行う。
 4. 内部監査室は、定期的に子会社の業務執行及び内部統制の運用状況を監査し、当社の代表取締役社長に報告すると共に、その結果を子会社と共有のうえ、子会社と協力して改善のための検証を行う。
- VI. 監査等委員会の職務を補助すべき使用人等に関する事項並びに当該使用人等の取締役(監査等委員である取締役を除く)からの独立性及び監査等委員会の当該使用人等に対する指示の実効性の確保に関する事項
1. 監査等委員会が職務を補助すべき使用人等(以下「監査等委員会補助者」という)を求めた場合、取締役会は必要に応じて、補助業務をする者を配置する。
 2. 監査等委員会補助者の適切な職務遂行のため、監査等委員会補助者の人事異動及び人事考課等に関しては、監査等委員会の事前の同意を得るものとする。
 3. 監査等委員会補助者は、当社の監査等委員会から指示を受けた業務を遂行する。
- VII. 取締役及び使用人が監査等委員会に報告をするための体制、その他の監査等委員会への報告に関する体制
1. 当社及び子会社の取締役(当社の監査等委員である取締役を除く)、監査役、使用人又はこれらの者から報告を受けた者(以下「報告者」という)は、当社の取締役会等、監査等委員が出席する重要な会議において、当社の監査等委員に対し適宜担当する業務の執行状況を報告する。
 2. 報告者は、当社に著しい損害を及ぼすおそれのある事項その他当社のコンプライアンス及びリスク管理上重大な事項を発見したときは、速やかに当社の監査等委員会に報告する。
 3. 報告者の異動、人事評価及び懲戒等について、報告の事実を考慮することはできず、報告者は、異動、人事評価及び懲戒等の理由の調査を監査等委員会に依頼できる。
- VIII. その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制
1. 監査等委員会からの要請があれば、内部監査室の協力、会社内の諸会議への出席を保証する。
 2. 代表取締役及び会計監査人は、監査等委員会とそれぞれ定期的な会合を持ち、相互の意思疎通を図るべく意見交換を行う。
 3. 監査等委員の職務の執行に要する費用については、支出に合理性がないと取締役会が拒否の判断をした場合を除き、会社所定の手続きを経て速やかにその実費相当額を支払う。また費用に前払いの必要が生じたときは、会社所定の手続きを経て処理をする。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

1. 職務執行の適正及び効率性の確保

取締役会は、社外取締役2名を含む取締役9名で構成され14回開催（その他、書面決議3回）し、各議案の審議及び業務執行状況等の監督を行いました。

また当社は、執行役員制を採用し各業務を所管させ、意思決定の迅速化、効率化を図っております。取締役、執行役員及び常勤監査等委員が出席する業務執行会議を12回開催し、情報共有化及び業務執行の適正化等について協議いたしました。

2. 監査の実効性確保

監査等委員会は、社外取締役である監査等委員2名と常勤監査等委員1名の合計3名で構成されています。監査等委員会は14回開催し、監査に関する重要な事項について報告を受け、協議・決議を行いました。また、代表取締役会長及び代表取締役社長とも定期的に面談し、会計監査人及び内部監査部門とも積極的に意見交換を行いました。

他方、監査等委員は全員取締役会に出席し、適正な意見、提言を行いました。さらに常勤監査等委員は、業務執行会議等重要会議に出席し、助言、提言を行いました。

3. 内部通報制度

匿名性が担保された内部通報窓口を設置して、コンプライアンス違反行為等の情報収集に努めると共に、通報者の保護と通報内容に対処する体制を整備しております。

4. 反社会的勢力の排除

新規取引先との契約締結に際しては、反社会的勢力排除条項の契約書への記載を必須としております。また、警察等や関連団体との情報交換を継続的に実施すると共に、社内への啓蒙を進めました。

5. 内部監査体制

実査数は、店舗を含め事業所約105か所とコロナ禍で減少した前期（2021年3月期）より約45か所増加となり、内部監査計画に基づき業務監査を実施し、監査結果を代表取締役社長及び監査等委員会に報告すると共に、必要な場合は是正勧告を行う等、業務の適正化に努めました。

6. 財務報告に係る内部統制

期初に決定した評価範囲に基づき、当該財務報告に係るプロセスにおける内部統制の有効性評価を実施いたしました。

7. 会社の支配に関する基本方針

当社は、経営権の移動に伴う企業活動の活性化の意義について否定するものではありません。ただ当社は設立以来、自然志向の化粧品を主体としたコンサルティング販売を事業の中核として、顧客の支持に支えられ今日まで安定的な成長と着実な財務基盤を形成してまいりました。

このような企業経営に対する評価と今後の期待感の結果が株主をはじめとする現在のステークホルダーを形成していると考えております。

また、当社では次の経営理念を掲げ事業活動に努めております。

1. 美しさと健康と快適な生活を願われる人々のために、優れた商品と真心のこもったサービスを提供し、お客さまから「ありがとう」と言われるような企業活動を続けます。
2. 企業は社会の支持が無くては発展し得ないことを自覚し、法令、社会規範、社会倫理を遵守し、社会の人々に対して常に誠実に行動します。
3. 限りある資源を無駄にすることなく、また自然を破壊することなく、環境との調和を目指します。

従いまして、当社の財務及び事業を支配すべき者の在り方としては、培ってきた経営ノウハウにより顧客の支持・信頼を得て、継続的に事業を発展させると共に、当社の経営理念に則り、株主をはじめとするステークホルダーの価値の向上を図るものでなければならないと考えております。

当社は現在のところ所謂「買収防衛策」は導入しておりませんが、仮に当社の財産及び経営権を支配あるいは影響力を行使する目的で当社株式の大量取得を表明する者が出現した場合には、上記の理由から慎重にその適正性を判断し、当社として最も適切と考えられる措置を講ずるものいたします。具体的には、社外の専門家を含め当該買収提案の評価や表明者との交渉を行い、その中で当社の経営理念、企業価値に適合せず、また株主共同の利益に資さないと判断した場合には、速やかに対抗措置の可否及び内容等を決定し実行する体制を整えます。

8. 剰余金の配当等の決定に関する基本方針

当社は、株主の皆さまへの利益還元を重要な経営課題の一つとして認識し、配当性向を当期純利益の30%以上を原則としつつ業績及び財務状況等を総合的に勘案し、かつ安定的な配当を行うことを基本方針としております。

当社は、2015年6月19日開催の第34回定時株主総会において、剰余金の配当等を取締役会の決議によって定めることができる旨の定款変更のご承認をいただきました。

上記方針に基づき、当事業年度の期末配当金につきましては、業績及び財務状況等を総合的に勘案し、2022年5月13日開催の取締役会にて、1株につき12円50銭とさせていただきます。

これにより、中間配当金を合わせた年間の配当金は、1株につき22円50銭となります。

貸借対照表

(2022年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	5,605,726	流動負債	2,196,125
現金及び預金	3,023,157	支払手形	15,039
売掛金	914,000	電子記録債務	440,984
商品	1,660,713	買掛金	183,808
その他の流動資産	9,178	短期借入金	300,000
貸倒引当金	△1,324	1年内返済予定の長期借入金	200,000
固定資産	3,332,494	リース債務	144,462
有形固定資産	1,806,546	未払金	171,367
建物	336,452	未払費用	186,330
土地	1,369,668	未払法人税等	236,117
工具、器具及び備品	6,562	未払消費税等	36,549
リース資産	93,862	預り金	16,305
無形固定資産	92,431	賞与引当金	176,854
ソフトウェア	19,815	契約負債	34,760
リース資産	67,936	その他の流動負債	53,544
その他の無形固定資産	4,679	固定負債	1,416,832
投資その他の資産	1,433,517	長期借入金	100,000
投資有価証券	241,410	リース債務	67,282
関係会社株式	12,210	退職給付引当金	1,134,712
長期前払費用	1,053	役員退職慰労引当金	96,674
差入保証金	563,175	資産除去債務	15,256
保険積立金	133,766	預り保証金	1,800
繰延税金資産	481,902	その他の固定負債	1,106
資産合計	8,938,220	負債合計	3,612,958
		(純資産の部)	
		株主資本	6,202,334
		資本金	934,682
		資本剰余金	1,282,222
		資本準備金	1,282,222
		利益剰余金	3,986,155
		利益準備金	119,666
		その他利益剰余金	3,866,489
		別途積立金	2,800,000
		繰越利益剰余金	1,066,489
		自己株式	△724
		評価・換算差額等	△877,072
		その他有価証券評価差額金	93,861
		土地再評価差額金	△970,933
		純資産合計	5,325,262
		負債・純資産合計	8,938,220

(記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。)

損益計算書

(2021年4月1日から
2022年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金	額
売上高		11,283,938
売上原価		3,186,976
売上総利益		8,096,961
販売費及び一般管理費		7,834,336
営業利益		262,625
営業外収益		
受取利息及び配当金	4,833	
受取助成金	26,172	
その他	3,137	34,143
営業外費用		
支払利息	10,150	
支払手数料	5,108	
その他	1,113	16,372
経常利益		280,396
特別利益		
受取助成金	63,116	63,116
特別損失		
減損損失	18,926	
投資有価証券評価損	5,197	
臨時休業による損失	37,624	61,748
税引前当期純利益		281,763
法人税、住民税及び事業税	207,255	
法人税等調整額	△29,412	177,842
当期純利益		103,921

(記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。)

株主資本等変動計算書

(2021年4月1日から
2022年3月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本								自己 株式	株主資本 合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金			利益剰余金 合計			
		資本準備金	資本剰余金 合計	利益準備金	その他利益剰余金					
				別 積	途 立	繰 越	剰 余			
当期首残高	934,682	1,282,222	1,282,222	119,666	2,800,000	1,076,272	3,995,938	△655	6,212,186	
会計方針の変更による累積的影響額						△19,654	△19,654		△19,654	
会計方針の変更を反映した当期首残高	934,682	1,282,222	1,282,222	119,666	2,800,000	1,056,617	3,976,283	△655	6,192,532	
当期変動額										
剰余金の配当	-	-	-	-	-	△94,049	△94,049	-	△94,049	
当期純利益	-	-	-	-	-	103,921	103,921	-	103,921	
自己株式の取得	-	-	-	-	-	-	-	△68	△68	
株主資本以外の項目の当期の変動額(純額)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
当期変動額合計	-	-	-	-	-	9,871	9,871	△68	9,802	
当期末残高	934,682	1,282,222	1,282,222	119,666	2,800,000	1,066,489	3,986,155	△724	6,202,334	

	評 価 ・ 換 算 差 額 等			純 資 産 合 計
	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	土 地 再 評 価 差 額 金	評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	
当期首残高	102,825	△970,933	△868,108	5,344,078
会計方針の変更による累積的影響額				△19,654
会計方針の変更を反映した当期首残高	102,825	△970,933	△868,108	5,324,423
当期変動額				
剰余金の配当	-	-	-	△94,049
当期純利益	-	-	-	103,921
自己株式の取得	-	-	-	△68
株主資本以外の項目の当期の変動額(純額)	△8,963	-	△8,963	△8,963
当期変動額合計	△8,963	-	△8,963	838
当期末残高	93,861	△970,933	△877,072	5,325,262

(記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。)

個別注記表

(重要な会計方針)

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

満期保有目的の債券……償却原価法

子会社株式及び関連会社株式……総平均法による原価法

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの……時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

市場価格のない株式等……総平均法による原価法

(2) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

商品…移動平均法による原価法（収益性の低下による簿価切り下げの方法）

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）……定率法

ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

(2) 無形固定資産（リース資産を除く）……定額法

(3) 長期前払費用……定額法

(4) リース資産……リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員の賞与支給に備えるため、賞与支給見込額のうち当事業年度に負担すべき額を計上しております。

(3) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務見込額を計上しております。

①退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、期間定額基準によっております。

②数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

数理計算上の差異は、翌期一括で費用処理することとしております。

過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により費用処理しております。

(4) 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支出に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。

4. 収益及び費用の計上基準

(直営店商品販売事業)

商品の販売については、顧客に商品を引き渡す履行義務を負っております。当該履行義務は商品を引き渡す一時点において充足する取引であるため、引渡時点で収益を認識しております。なお、当社が運営するポイントプログラムについては、顧客との契約において付与された重要な追加の財を取得するオプションであるため、将来の財又はサービスが移転する時、あるいは当該オプションが消滅する時に収益を認識しております。

(直営店サービス事業)

直営店のサービス事業については、顧客にサービスを提供する履行義務を負っております。当該履行義務はサービスの提供に応じて収益を認識しております。

(卸販売事業)

卸販売事業については、顧客に商品を引き渡す履行義務を負っております。当該履行義務は商品を引き渡す一時点において充足する取引であるため、引渡時点で収益を認識しております。なお、返品権付きの商品（及び返金条件付きで提供される一部のサービス）を販売したときは、予想される返品部分を合理的に見積もり、収益を認識しております。なお、取引の対価は履行義務を充足してから1年以内に受領しており、重要な金融要素は含まれておりません。

(会計方針の変更)

(収益認識に関する会計基準等の適用)

「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。）等を当事業年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することとしております。

これにより、当社が運営するポイントプログラムについては、顧客との契約において付与された重要な追加の財を取得するオプションであるため、将来の財又はサービスが移転する時、あるいは当該オプションが消滅する時に収益を認識する方法に変更しております。

また、商品の返品による損失に備えるため、予想される返品部分に関しては販売時に収益を認識しない方法に変更しており、返品されると見込まれる商品の対価を返金負債として「流動負債」の「その他」に、商品を回収する権利として認識した資産を返品資産として「流動資産」の「その他」に含めて表示しております。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当事業年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当事業年度の期首の利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しております。

この結果、当事業年度の売上高は13,091千円減少、売上原価は6,659千円減少、営業利益、経常利益及び税引前当期純利益はそれぞれ6,431千円減少しております。また、利益剰余金の当期首残高は19,654千円減少しております。なお、当事業年度の1株当たり純資産額は4.18円減少し、1株当たり当期純利益は1.37円減少しております。

(時価の算定に関する会計基準等の適用)

「時価算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19号及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号2019年7月4日)第44号-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することとしております。なお、計算書類に与える影響はありません。

(収益認識に関する注記)

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

当事業年度(自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)

(単位：千円)

	報告セグメント			合 計
	直営店商品 販売事業	直営店 サービス事業	卸販売事業	
商品 (P Bブランド)				
直営店	7,691,964	—	—	7,691,964
ネット通販	1,013,554	—	—	1,013,554
卸売	—	—	1,357,162	1,357,162
その他	76,111	—	3,397	79,508
サービス				
リラクゼーションサロン	—	502,018	—	502,018
フィットネス (カーブス)	—	639,731	—	639,731
顧客との契約から生じる収益	8,781,629	1,141,749	1,360,559	11,283,938
その他の収益	—	—	—	—
外部顧客への売上高	8,781,629	1,141,749	1,360,559	11,283,938

2. 収益を理解するための基礎となる情報

「重要な会計方針」の「4.収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

3. 当事業年度及び翌事業年度以降の収益の金額を理解するための情報
残存履行義務に配分した取引価格

当社では、当初に予想される契約期間が1年を超える重要な契約がないため、残存履行義務に配分した取引価格の注記にあたって実務上の便法を適用し、残存履行義務に関する情報の記載を省略しております。また、顧客との契約から生じる対価の中に、取引価格に含まれていない重要な金額はありません。

(会計上の見積りに関する注記)

固定資産の減損

(1) 科目名及び当事業年度計上額

科目名	金額 (千円)
減損損失	18,926

当事業年度において、『HOUSE OF ROSE』ブランドによる化粧品等の販売を行う「直営店商品販売事業」及びリラクゼーション・サロンやフィットネス・クラブを運営する「直営店サービス事業」に計上されている店舗の固定資産（減損前帳簿価額93,350千円）について、新型コロナウイルス感染症の感染拡大等に伴い収益性が低下したことにより、減損の兆候を識別した国内18店舗（減損前帳簿価額18,926千円）について、減損損失18,926千円を計上しております。

(2) その他見積りの内容に関する理解に資する情報

①見積りの算出方法

当社は、独立したキャッシュ・フローを生み出す最小単位として、店舗を基本単位とした資産のグルーピングを行っており、減損の兆候が識別された店舗については、該当する店舗における割引前将来キャッシュ・フローの総額と帳簿価額を比較して、割引前将来キャッシュ・フローの総額が帳簿価額を下回る場合には、減損損失を認識しております。減損損失を認識すべきと判定された店舗の固定資産については、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を当期の減損損失として計上しております。回収可能価額は店舗の使用価値により測定され、使用価値がマイナスとなった場合には回収可能価額を零として算定しております。

②見積りの算出に用いた主な仮定

使用価値は、複数の仮定を用いて策定された各店舗の計画に基づき、割引前将来キャッシュ・フローを見積もることにより算定しておりますが、今後の市場の動向等により影響を受ける可能性があります。

なお、各店舗の計画における主な仮定は以下の通りであります。

- ・ 店舗売上高の将来見通し
- ・ 店舗のテナント料や人件費の将来見通し

加えて、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響については、今後の収束時期等を正確に予測することは困難な状況にありますが、当社は売上高及び営業利益について、2022年4月以降徐々に回復基調が進むものの、翌事業年度末までは一定の影響が残るものと仮定し、割引前将来キャッシュ・フローの見積りを行っております。

③翌事業年度の計算書類に与える影響

固定資産の減損における主な仮定である、「店舗売上高の将来見通し」及び「店舗のテナント料や人件費の将来見通し」は、見積りの不確実性が存在するため、キャッシュ・フローの実績が見積金額と乖離する可能性があります。

また、新型コロナウイルス感染症の収束の遅れなどによる収益性の低下により、「直営店商品販売事業」及び「直営店サービス事業」に計上されている店舗の固定資産について、翌事業年度において新たに減損の兆候が識別され、割引前将来キャッシュ・フローの総額が帳簿価額を下回る場合には、減損損失が発生する可能性があります。

(貸借対照表に関する注記)

- | | |
|-------------------|-----------|
| 1. 有形固定資産の減価償却累計額 | 845,952千円 |
| 2. 土地再評価 | |

土地の再評価に関する法律（平成10年3月31日公布法律第34号）に基づき、事業用の土地の再評価を行い、再評価差額から「再評価に係る繰延税金資産」を控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令（平成10年3月31日公布政令第119号）第2条第3号に定める固定資産税評価額、ならびに第5号に定める鑑定評価に基づき、時点修正等の合理的な調整を行って算定する方法に基づいて算定しております。

再評価を行った年月日 2002年3月31日

(損益計算書に関する注記)

関係会社との取引高	
営業取引	－千円
営業取引以外の取引	200千円

(株主資本等変動計算書に関する注記)

1. 発行済株式の総数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首 株式数	当事業年度増加 株式数	当事業年度減少 株式数	当事業年度末 株式数
普通株式	4,703千株	－千株	－千株	4,703千株

2. 自己株式の数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首 株式数	当事業年度増加 株式数	当事業年度減少 株式数	当事業年度末 株式数
普通株式	592株	41株	－株	633株

3. 剰余金の配当に関する事項

(1) 配当金支払額等

①2021年5月14日開催の取締役会決議による配当に関する事項

・配当金の総額	47,024千円
・1株当たり配当金額	10円
・基準日	2021年3月31日
・効力発生日	2021年6月7日

②2021年11月4日開催の取締役会決議による配当に関する事項

・配当金の総額	47,024千円
・1株当たり配当金額	10円
・基準日	2021年9月30日
・効力発生日	2021年12月6日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期になるもの

2022年5月13日開催の取締役会決議による配当に関する事項

・配当金の総額	58,780千円
・1株当たり配当金額	12円50銭
・基準日	2022年3月31日
・効力発生日	2022年6月6日

4. 当事業年度末日における新株予約権に関する事項

該当事項はありません。

(税効果会計に関する注記)

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生 の 主な原因別の内訳

繰延税金資産	
賞与引当金損金算入限度超過額	54,152千円
退職給付引当金損金算入限度超過額	347,448千円
役員退職慰労引当金繰入額	29,601千円
未払事業税	13,123千円
電話加入権評価損否認	7,967千円
その他	85,438千円
繰延税金資産小計	537,732千円
評価性引当額	△10,511千円
繰延税金資産合計	527,220千円
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	40,758千円
その他	4,559千円
繰延税金負債合計	45,318千円
繰延税金資産の純額	481,902千円

なお、土地再評価差額金に係る繰延税金資産相当額については、スケジュールリングができないため全額評価性引当額となり、繰延税金資産として計上しておりません。

(金融商品に関する注記)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、資金運用については預金等安全性の高い金融資産に限定し、銀行等金融機関からの借入により資金を調達しております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。当該リスクに関しては、取引先ごとの期日管理及び残高管理を行うとともに、主な取引先の信用状況を把握する体制としております。

投資有価証券は主として債券及び株式であり、市場価格の変動リスクに晒されております。上場株式については四半期ごとに時価の把握を行っております。

差入保証金は、主に店舗の賃借にかかる敷金であり、貸主の信用リスクに晒されております。当該リスクに関しては、貸主ごとの残高管理を行うとともに、主な貸主の信用状況を把握する体制としております。

借入金のうち、短期借入金は主に運転資金に係る資金調達であり、長期借入金は新型コロナウイルス感染症の対応に係る資金調達であります。また、借入金は、流動性リスクに晒されていますが、当社では、月次に資金繰計画を作成する等の方法により管理しています。

(3) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2022年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、市場価格のない株式等は次表には含めておりません。(注2)を参照ください。)

(単位：千円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 投資有価証券 その他有価証券	231,410	231,410	－
(2) 関係会社株式	9,210	9,210	－
(3) 差入保証金	563,175	530,049	△33,125
資産計	803,796	770,670	△33,125
(1) 長期借入金	300,000	301,260	1,260
負債計	300,000	301,260	1,260

(注1) 「現金及び預金」、「売掛金」、「短期借入金」については、現金であること、及び短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

(注2) 市場価格のない株式等

(単位：千円)

区分	貸借対照表計上額
非上場株式	13,000

3. 金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の間接的な時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価で貸借対照表に計上している金融商品

(単位：千円)

区分	時価			合計
	レベル1	レベル2	レベル3	
投資有価証券 その他有価証券	231,410	—	—	231,410
関係会社株式	9,210	—	—	9,210
資産計	240,620	—	—	240,620

(2) 時価で貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

(単位：千円)

区分	時価			合計
	レベル1	レベル2	レベル3	
差入保証金	—	530,049	—	530,049
資産計	—	530,049	—	530,049
長期借入金	—	301,260	—	301,260
負債計	—	301,260	—	301,260

(注)時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

投資有価証券

上場株式は相場価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。

関係会社株式

投資有価証券同様、上場株式となりますので、その時価をレベル1の時価に分類しております。

差入保証金

差入保証金の時価の算定は、一定の期間ごとに分類し、与信管理上の信用リスク区分ごとに、その将来キャッシュ・フローを国債の利回り等適切な指標に信用スプレッドを上乗せした利率で割引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

長期借入金（1年内返済予定のものを含む）

長期借入金の時価は、元利金の合計額を同様の新規借入れを行った場合に想定される利率で割引いて算定しており、レベル2の時価に分類しております。

(賃貸等不動産に関する注記)

重要性が乏しいため記載を省略しております。

(持分法損益等に関する注記)

該当事項はありません。

(関連当事者との取引に関する注記)

該当事項はありません。

(1株当たり情報に関する注記)

1. 1株当たり純資産額	1,132円45銭
2. 1株当たり当期純利益	22円10銭

(重要な後発事象に関する注記)

該当事項はありません。

会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2022年5月19日

株式会社 ハウス オブ ローゼ

取締役会 御中

E Y新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 新 居 伸 浩

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 堀 井 秀 樹

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社ハウス オブ ローゼの2021年4月1日から2022年3月31日までの第41期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査等委員会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2021年4月1日から2022年3月31日までの第41期事業年度の取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- ①監査等委員会が定めた監査等委員会監査基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ②事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針については、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
- ③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- ④事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針は相当であると認めます。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2022年5月19日

株式会社 ハウス オブ ローゼ 監査等委員会

常勤監査等委員 渡 部 高 生 ㊟

監査等委員 北 川 真 一 ㊟

監査等委員 町 田 真 友 ㊟

(注) 監査等委員北川 真一及び町田 真友は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以 上

メ モ

A series of horizontal dashed lines for writing practice, consisting of 18 lines.

メ モ

A series of 18 horizontal dashed lines for handwriting practice.

スキンライブリー マッサージセラム

2022.1.8 新発売

長びくマスク生活やステイホームを起因とする、たるみ・むくみケアへのニーズに着目したマッサージ美容液です。マッサージの要となるリンパ管の流れへアプローチして、つまりの原因に働きかけます。洗い流し不要のためお手入れに取り入れやすく、お肌を根本から立て直してプロポーションの良い上向き肌を目指します。



スキンライブリー マッサージセラム 50g 税込5,500円

アロフローライン

2022.3.19 新発売

大人になっても繰り返すしつこいニキビのお悩みは、マスクの着用も一因となり増加しています。皮膚に常在する複数の菌で構成されるスキンフローラのバランスに着目し、大人ニキビの予防へもアプローチするアクネケアラインです。美肌の菌活でお肌を守る力をサポートし、肌環境を整え、ニキビのできやすい若年層だけでなく、マスク生活によるお悩みにも注力します。



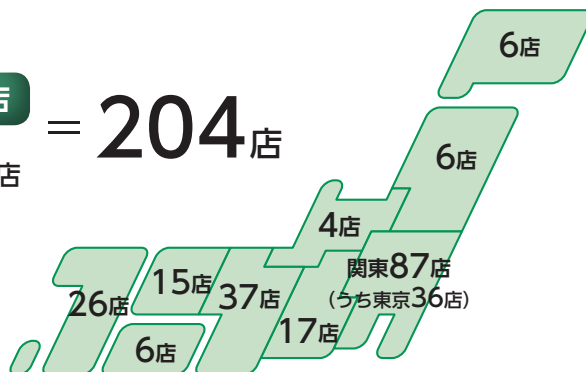
写真左から

アロフローラ アクネケア
クレンジングジェル 180mL 税込2,200円
ウォッシングフォーム 120g 税込2,200円
ローション L/M(ライト/モイスト)各150mL 税込2,750円
エマルジョン L/M(ライト/モイスト)各30g 税込3,300円
スポットエッセンス 15g 税込2,200円

店舗紹介

ハウス オブ ローゼ直営店舗展開

百貨店 115店 + 専門店 89店 = 204店



※ セグメント変更により、ビューティデリ（食品と雑貨商品を取り扱う半セルフ型ショップ）2店舗を加えました。

ハウス オブ ローゼ直営店 出退店数の推移

	出店数	退店数	合計
第38期	3	16	219
第39期	2	12	209
第40期	5	9	205
第41期	5	6	204

リラクゼーションサロン店舗 出退店数の推移

	出店数	退店数	合計
第38期	0	2	18
第39期	0	1	17
第40期	0	0	17
第41期	0	0	17

カープス店舗 出退店数の推移

	出店数	退店数	合計
第38期	0	0	22
第39期	0	0	22
第40期	0	1	21
第41期	0	0	21

●第41期下期 新規出店店舗

- Oh! Baby by HOUSE OF ROSE
渋谷ヒカリエShinQs店（東京都） 2022.3.1



●第41期下期 改装店舗


- BePrime名古屋高島屋店（愛知県） 2021.12.1



株主メモ

事業年度	毎年4月1日～翌年3月31日
剰余金の配当基準日	3月31日 (中間配当を行う場合は9月30日)
定時株主総会	毎年6月下旬
単元株式数	100株
株主名簿管理人 事務取扱場所	東京都千代田区丸の内一丁目3番3号 みずほ信託銀行株式会社
公告方法	電子公告 (https://www.houseofrose.jp/) ただし、やむを得ない事由によって、電子公告による公告をすることができない場合には、日本経済新聞に掲載して行います。

<お問合せ先>

	証券会社等で株式を保有されている場合	証券会社等で株式を保有されていない場合 (特別口座の場合)
住所変更、株式配当金受取り方法の変更などのお問い合わせ	お取引の証券会社等になります。	当社の特別口座の口座管理機関みずほ信託銀行へお問い合わせをお願いします。 みずほ信託銀行証券代行部 ホームページ: https://www.mizuho-tb.co.jp/daikou/index.html フリーダイヤル0120-288-324 (土・日・祝日を除く 9:00～17:00)
未払配当金、その他当社株式関係書類についてのお問い合わせ	右記みずほ信託銀行までお問い合わせをお願いします。	
ご注意		特別口座では、単元未満株式の買取以外の株式売買はできません。株式の売買にあたっては、証券会社等に口座を開設し、株式の口座振替手続を行っていただく必要があります。
株式等に関するマイナンバーのお届出のお願い	<ul style="list-style-type: none"> 株式等の税務関係のお手続に関しては、マイナンバーのお届出が必要です。 お届出が済んでいない株主様は、上記お問い合わせ先へマイナンバーのお届出をお願いします。 	

ご連絡

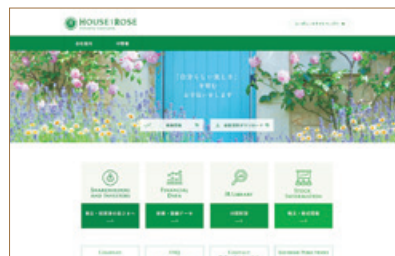
- 特別口座に登録された株主様からの単元未満株式の買取請求等は、特別口座管理機関としての「みずほ信託銀行」の支店でご請求の取次をいたします。
- 確定申告の際には、同封の配当金計算書をご利用いただけます。株式数比例配分方式を選択された株主様については、お取引の証券会社にご確認ください。

ウェブサイトのご案内

- 1 コーポレートサイト (公式)
https://www.houseofrose.co.jp/



- 2 IRサイト
https://www.houseofrose.jp/



- 3 通販サイト
https://www.hor.jp/



株主総会会場ご案内図

会場

東京都港区赤坂一丁目12番33号
ANAインターコンチネンタルホテル東京
B1F「ギャラクシー」
電話 03-3505-1111
※受付開始は午前9時を予定しております。



交通

地下鉄：東京メトロ銀座線「溜池山王駅」13番出口より徒歩約1分（溜池山王駅より約6分）
東京メトロ南北線「溜池山王駅」13番出口より徒歩約1分（南北線改札口より約7分）
「六本木一丁目駅」3番出口より徒歩約2分（南北線改札口より約5分）
都営バス：（都01）渋谷駅前～新橋駅前「赤坂Arkヒルズ前」下車、徒歩約1分
※お車でのご来場はご遠慮くださいますようお願い申し上げます。

当日お配りしておりましたお土産は取りやめさせていただいております。
何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。

株式会社 ハウス オブ ローゼ

〒107-8625 東京都港区赤坂2-21-7 TEL.03-5114-5800

UD
FONT

VEGETABLE
OIL INK